

令和 8 年度綾川町 20 歳の集い記念映像制作委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、公募型プロポーザル方式により「令和 8 年度綾川町 20 歳の集い記念映像制作委託業務」の策定支援業務にかかる企画提案を募集し、最も適した受託候補者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和 8 年度綾川町 20 歳の集い記念映像制作委託業務

(2) 業務の目的

本業務は、令和 8 年度綾川町 20 歳の集い（以下「式典」という。）の開催にあたり、20 歳の門出を盛大に祝福し、ふるさと綾川町への愛着を育みながら、未来へ向けて新たな一歩を踏み出す若者たちの背中を温かく押す機会を提供することを目的とする。

また会場となるイオンシネマ綾川の大型スクリーン・音響設備等の特性を最大限に活かし、20 歳を迎える若者たちにとって一生の思い出に残る、感動的かつ質の高い記念映像を制作・上映することで、人生の節目にふさわしい、記憶に残る式典を演出する。

(3) 業務の内容

「令和 8 年度綾川町 20 歳の集い記念映像制作委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 事業費上限額

400,000 円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

(5) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 20 日まで

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこととする。

(1) 公告の日から企画提案書提出期限の日までの間に、綾川町建設工事等指名停止措置要領（平成 18 年告示第 111 号）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る者を含む）。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

- (5) 過去5年間に地方公共団体における式典や観光情報等のプロモーション動画の制作業務を受注した実績（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に着手、完了した業務）を有していること。
- (6) 香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (7) 仕様書の要件を全て満たしていること。

4 スケジュール

内 容	期 日
(1) 公募開始	令和8年9月7日（月）
(2) 質問の受付期間	令和8年9月7日（月）から 令和8年9月10日（木）午後5時まで
(3) 質問に対する回答期日	令和8年9月14日（月）
(4) 参加申込書提出期限	令和8年9月17日（木）午後5時まで
(5) 参加資格確認結果通知	令和8年9月25日（金）
(6) 参加資格不適合理由説明受付期限	令和8年9月30日（水）午後5時まで
(7) 参加資格不適合理由回答	令和8年10月1日（木）までに回答
(8) 企画提案書提出の締切日	令和8年10月2日（金）午後5時まで
(9) 審査結果通知	令和8年10月中旬
(10) 非選定理由説明受付期限	審査結果通知を受けた日の翌日から起算して 3日以内（最終日は午後5時まで）
(11) 非選定理由回答	理由説明提出日の翌日から起算して5日以内
(12) 契約の締結及び公表	令和8年10月中旬（予定）

※今回の公募型プロポーザルではヒアリングを実施せず、企画提案書により審査を行う。

5 実施要領等の配布及び参加申込

(1) 実施要領及び仕様書の交付

実施要領及び仕様書の交付は、綾川町教育委員会事務局生涯学習課（綾歌郡綾川町滝宮 299 番地）及び綾川町ホームページ上で行う。（綾川町ホームページからダウンロード可）

(2) 参加申込の方法

実施要領及び仕様書の内容を確認し、参加を表明する者は別添プロポーザル参加申込書【様式1－1】に必要事項を記入（代表者印又は使用印鑑届の印鑑（以下「代表者印等」という。）を押印してください。）のうえ、下記に記載する他の提出書類とともに、持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法により郵送すること。

〈提出書類〉

①プロポーザル参加申込書【様式1-1】 1部

②会社概要書【様式3-1】及び会社パンフレット 各1部

③同種業務実績調書【様式3-2】 1部

※令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間の地方公共団体の式典や観光情報等のプロモーション動画の制作に関する業務の実績について、契約書等の写しを添付すること。

④暴力団排除に関する誓約書【様式3-3】

〈提出先〉〒761-2392

香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

綾川町教育委員会事務局生涯学習課

(3) 受付期間

令和8年9月7日（月）から令和8年9月17日（木）午後5時まで

※1 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に持参すること。

※2 郵送の場合は、令和8年9月17日（木）午後5時必着とする。（書留等配達証明が可能な方法に限る）。

(4) 辞退

参加申込書を提出した後、都合により辞退する場合は速やかに別添プロポーザル参加申込辞退届【様式1-2】を提出するものとする。提出方法は持参、郵送又はメールにより提出するものとする。なお、郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法により郵送すること。

6 質疑応答

(1) 質問の提出方法

仕様書の内容及び企画提案書等の提出に関する参加者の質問は、別添質問票【様式2】に必要事項を記入し、下記送信先まで電子メールに添付して提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とする。質問の送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。なお、受信確認は、下記「(2) 受付期間」中の土、日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。電子メール以外での質問（電話による問い合わせ等）については回答しない。

〈送信先〉

綾川町教育委員会事務局生涯学習課

メールアドレス：syogai@town.ayagawa.lg.jp

(2) 受付期間

令和8年9月7日（月）から令和8年9月10日（木）午後5時まで

(3) 回答方法

令和8年9月14日（月）までに、提出されたすべての質問とその回答をまとめて本町ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答をもって本実施要領を追加補正したものとみなす。また、質問者の名称は公表しない。

7 参加資格の審査及び結果の通知について

(1) 参加資格者の決定

参加申込書等の内容について審査し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格の審査結果の通知

参加資格の審査結果については、令和8年9月25日（金）に参加申込書に記載された所在地宛てに、文書にて通知する。また、参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに別途、電子データを送付する。

(3) 不適合理由の説明要求

参加資格を有しないとの通知を受け取った申込者は、書面（様式は問わない）により、不適合の理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年9月30日（水）午後5時までに、書面を持参または郵送により上記5（2）の提出先へ提出すること。郵送の場合は、令和8年9月30日（水）午後5時までに必着すること（書留等配達証明が可能な方法に限る）。その回答は書面にて通知する。

(4) その他

結果の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

令和8年度綾川町20歳の集い記念映像制作委託業務企画提案書（以下「企画提案書」という。）は、令和8年度綾川町20歳の集い記念映像制作委託業務プロポーザル方式選定委員会の委員が具体的なイメージを掴むことができるよう、例示を活用するなど、できる限り具体的なものとし、その効果についても記載すること。

業務仕様書に基づく企画提案書等を下記のとおり作成すること。

書類名称	内容
1 企画提案書提出届 （表紙）	【様式4】に必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で押印すること。 ※正本1部のみ契約権者印を押印し、副本6部は複写可とする。
2 業務経歴書	【様式5】を使用すること。 業務実績については、地方公共団体又は民間企業における本体業務を履行した実績（式典や観光情報等のプロモーション動画の制作等）であり、アンケート調査等の業務の一部を受注した実績は含まない。
3 企画提案書	様式は任意とする。ただし、A4判、横書き、左綴じで、文字サイズは11ポイント以上とする。 提案内容は別紙業務仕様書を踏まえたものとし、9（4）審査基準を参考に次の①～⑤の事項を含むものとするこ

	と。企画提案書のページ数は表紙及び別紙で添付する詳細資料も含めて 30 ページ以内とすること。 企画提案書本体及び別紙をまとめて、左肩一か所を止め、表紙を除く企画提案書様式本体と別紙の様式下中央に、通しでページ番号を記載すること。
	①実施方針
	②映像の構成・表現手法
	③劇場の大型スクリーンへの技術対応力
	④自由提案(前例にとらわれない、インパクトやユーモア、独創性、専門性を活かした新たな提案)
	⑤業務工程（スケジュール）に関する提案
4 見積書及び積算内訳書	業務仕様書に見積書及び積算内訳書（A 4 版様式任意）を提出すること。 ※正本 1 部のみ契約権者印を押印し、副本 6 部は複写可とする。
※ 1 業務仕様書に基づく業務内容を網羅したうえで、民間のノウハウを活用したわかりやすく見やすい企画提案書を作成すること。 ※ 2 企画提案書による審査を見据え、見積金額においてどのような方法でどの程度まで業務を実施又は支援するかなど、詳細を記載すること。	

（2）提出部数

上記の提出書類を順番にファイルに綴じたものを 7 部（正本 1 部、副本 6 部）提出すること。

（3）提出方法

「14 提出・照会先」へ持参又は郵送により提出すること。

提出期限：令和 8 年 9 月 17 日（木）まで

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで

（4）留意事項

期間内に提出がなかった場合は、辞退したものとみなし、提出期間後は企画提案書を受理しない。

9 選定方法

（1）選定方法

「令和 8 年度綾川町 20 歳の集い記念映像制作委託業務公募型プロポーザル委員会（以下「プロポーザル委員会」という。）」において審査基準に基づく審査を行い、本業務の受託候補者を選定する。

（2）審査項目

①業務実績

②業務の実施体制

- ③企画提案内容
- ④企画提案書（全体）
- ⑤見積金額

（３）審査方法

- ①審査項目毎の評価点数の合計点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。
- ②最も評価点数が高い事業者が複数いる場合は、そのうちで提出した見積金額が最も少額である事業者を受託候補者として選定するものとし、見積金額も同額にあつては、プロポーザル委員会委員の多数決により選定する。

（４）審査基準

審査項目	審査基準	配点
①業務経歴	A 業務経歴 過去に他自治体等で関連する事業の受託実績があり、業務遂行に必要な知識を有しているか。	10 点
②業務の実施体制	B 業務実施体制 業務を遂行するうえで本町との間の十分な連絡及び相談ができる体制となっているか。 映像制作を担当者の過去実施した映像制作実績を記載すること。	10 点
③企画提案内容	C 実施方針 現状の認識を踏まえたうえで、具体的な進め方や方向性が提案されているか。	5 点
	D 映像の構成・表現手法 構成案が具体的で、式典当日のイメージが湧きやすいか。	10 点
	E 劇場の大型スクリーンの技術対応力 劇場の大型スクリーン（4K 等）での上映に耐えうる、質の高い映像制作や編集のノウハウ及び技術力があるか。 BGM、著作権処理への配慮が適切か。	20 点
	F 自由提案(前例にとらわれない、インパクトやユーモア、独創性、専門性を活かした新たな提案) 綾川町が提示した業務仕様書の内容以外に独自の視点から新たな提案があるか。	20 点
	G 業務工程（スケジュール）・柔軟性に関する提案 業務項目ごとのスケジュールが明確で、本業務の委託期間を踏まえた適切な提案であるか。 発注者（綾川町）からの修正指示に対して柔軟に対応できる体制か。	5 点

④企画提案書（全体）	H 姿勢・意欲 本業務に対する取組意欲が感じられ、説得力のある内容であるか。	10 点
⑤見積金額	I 見積金額 提案内容に対して妥当な経費が示されているか。	10 点
合計		100 点

（５）審査結果の通知

令和 8 年 10 月中旬に参加事業者に対し、別途文書により通知する。

（６）非選定理由の説明要求

受託候補者として選定されなかった参加事業者は、審査結果通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内（最終日は午後 5 時まで）までに、書面（様式は問わない）により、非選定の理由について説明を求めることができる。その場合は、審査結果通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内（最終日は午後 5 時まで）までに、書面を持参または郵送により上記 5（２）の提出先へ提出すること。郵送の場合は、審査結果通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内（最終日は午後 5 時まで）までに必着すること（書留等配達証明が可能な方法に限る）。その回答は書面により通知する。

（７）その他

プロポーザル委員会の会議は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

10 企画提案者の失格に関する事項

企画提案者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

- （１）参加資格要件を満たしていない場合、または満たすことができなくなった場合
- （２）実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- （３）提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- （４）企画提案書の見積書に関し、事業費上限額（２（４））を超える金額を提案した場合
- （５）提出書類に虚偽の記載をした場合
- （６）プロポーザル委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- （７）他の提案者と応募提案の内容、又はその意思について相談を行った場合
- （８）受託候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- （９）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11 契約及び公表

仕様書及び受託候補者の企画提案書等の記載事項をもとに、協議のうえ、綾川町契約規則に基づき契約を締結する。

- （１）受託候補者に決定した者と、契約金額等契約要件について協議のうえ、見積書を徴

収し、業務委託契約を締結する。

- (2) 受託候補者が契約までの間に失格事項が判明した場合及び辞退した場合は、第2位の者を受託候補者とし業務委託の締結交渉を行う。
- (3) 業務委託契約の条件等については、仕様書及び企画提案書の内容を基本として、受託候補者との協議により定めるものとする。
- (4) 受託候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

12 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには一切応じない。
- (2) 企画提案書は1事業者1提案とする。
- (3) 提出された企画提案書等の書類の追加、修正及び変更は認めない。
- (4) このプロポーザルに要する経費は、全て参加事業者の負担とする。
- (5) 審査基準に関する質問は受け付けない。
- (6) 提出された提案書等は返却しない。
- (7) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし綾川町が本案件のプロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、企画提案等の内容が無償で使用できるものとする。企画提案書等に含まれる第三者の著作権の公表などの使用については、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- (8) 綾川町情報公開条例（平成18年3月21日条例第10号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第7条第1項第2号の規定により不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (9) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していることが明らかとなった場合または本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。
- (10) 企画提案者が1者の場合でも、企画提案書による審査は実施する。

13 提出・照会先

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

綾川町教育委員会事務局生涯学習課

TEL：087-876-1180

E-mail：syogai@town.ayagawa.lg.jp